

広報

人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち

ありたがわ

2018
VOL.151

7

ARIDAGAWA





瑞宝双光章 受章 小向 晃夫 さん (清水)

旧清水町の職員として40年近くにわたり行政事務に携わり、昭和62年12月からは清水町助役に就任(2期8年)し、長きにわたり地方自治の発展に貢献したとして、瑞宝双光章を受章されました。



瑞宝双光章 受章 後安 治 さん (市場)

有田川町の小中学校で数多くの教育に携わり、和歌山県の教育の発展充実に尽くしたとして、瑞宝双光章を受章されました。



駅舎がキャンパスに よしながこうたく先生ライブペイント

6月17日(日)、有田鉄道旧御霊駅で絵本作家のよしながこうたく先生を招き、ライブペイントを行いました。当日は、よしなが先生の人気作「給食番長」にちなんだカレーが振舞われました。

完成した絵は、旧御霊駅舎でご覧いただけます。



給食番長も登場！▶

山崎博司氏 副町長退任へ

6月13日の任期満了をもって、合併当初から副町長を勤められた山崎博司氏が退任されました。

7月1日から4年間、後任として前和歌山県文化学術課副課長の坂頭徳彦氏が就任されます。



(写真中央) =山崎博司氏

7月15日(日)開催

第十回かなや納涼

おしやるき
まつり

場所 / 金屋大橋東詰 特設会場
時間 / 18時～21時ごろ

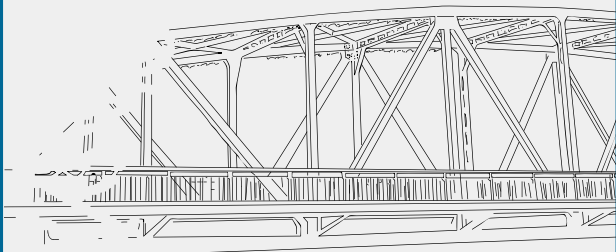
7月15日(日)、「第10回かなや納涼おしやるきまつり」を開催します!

地元グループの踊りや吹奏楽・太鼓の演奏に加え、「颯花天翔」による玩具花火を一斉に打ち上げる創作花火はここだけでしか見られません! また、たくさんの露店に加え、地元商店街などによる模擬店も行います。

約1,000発の打上花火を眺めながら、初夏の夜の爽やかなひとときを過ごしませんか?

プログラム・駐車場の位置などは
町ホームページでご確認ください。

圖おしやるきまつり実行委員会(金屋庁舎商工観光課内)



消防救助 全国大会出場が決定 和歌山県大会で優勝!



6月5日(火)、和歌山県消防学校で開催された「第47回和歌山県消防救助技術会」で、吉備金屋消防署の小林消防士と玉川消防士が、「ロープ応用登はん」の部で優勝しました。ロープ応用登はんとは、2人1組で協力し搭上から垂らされた15メートルのロープを登るタイムを競う競技です。

タイムは10秒21で、全国大会の切符を手に入れました。

小林消防士・玉川消防士は、8月24日(金)に京都市で開催予定の、予選を勝ち抜いた精鋭1,000人の救助隊員が参加する「第47回全国消防救助技術大会」に出場し、磨き上げた救助技術を競います。

広報ありだがわ平成30年6月号(150号)についておわびと訂正
5頁の「自衛官募集相談員委嘱」の記事において、戸上さんの氏名に誤りがありました。正しくは「戸上恭仁さん」です。
ここに訂正しておわび申し上げます。

平成29年度
下半期

有田川町の財政事情

この財政事情は、条例に基づき町民の皆さまに現状をお知らせし、町財政の実態についてご理解いただくため平成29年度の各会計の予算額と平成30年3月31日現在の執行済額についての状況を公表します。

お問い合わせ
吉備庁舎
財務課

一般会計の予算執行状況

歳入科目	29年度予算額	収入済額	執行率(%)	前年度予算額	前年比増減額
町税	29億8,888万円	29億2,354万円	97.8%	29億3,921万円	4,967万円
地方譲与税	1億5,225万円	1億5,225万円	100.0%	1億5,285万円	▲60万円
利子割交付金	873万円	873万円	100.0%	573万円	300万円
配当割交付金	1,933万円	1,933万円	100.0%	1,411万円	522万円
株式等譲渡所得割交付金	1,886万円	1,886万円	100.0%	705万円	1,181万円
地方消費税交付金	4億4,055万円	4億4,055万円	100.0%	4億1,758万円	2,297万円
ゴルフ場利用税交付金	3,000万円	3,006万円	100.2%	3,213万円	▲213万円
自動車取得税交付金	4,710万円	4,710万円	100.0%	3,204万円	1,506万円
地方特例交付金	1,478万円	1,478万円	100.0%	1,277万円	201万円
地方交付税	66億7,303万円	66億7,303万円	100.0%	67億3,270万円	▲5,967万円
交通安全対策特別交付金	285万円	285万円	100.0%	317万円	▲32万円
分担金および負担金	1億7,672万円	1億7,109万円	96.8%	1億6,111万円	1,561万円
使用料および手数料	1億3,503万円	9,942万円	73.6%	1億3,355万円	148万円
国庫支出金	11億3,201万円	10億5,137万円	92.9%	11億4,168万円	▲967万円
県支出金	12億5,346万円	6億875万円	48.6%	19億7,040万円	▲7億1,694万円
財産収入	3,596万円	3,592万円	99.9%	3,366万円	230万円
寄附金	3億72万円	2億9,004万円	96.4%	1億7,779万円	1億2,293万円
繰入金	2億6,131万円	2,117万円	8.1%	2億3,124万円	3,007万円
繰越金	3億9,156万円	3億9,156万円	100.0%	6億215万円	▲2億1,059万円
諸収入	2億4,626万円	2億862万円	84.7%	2億3,002万円	1,624万円
町債	12億8,170万円	4億9,510万円	38.6%	18億8,490万円	▲6億320万円
合計	156億1,109万円	137億412万円	87.8%	169億1,584万円	▲13億475万円

歳出科目	29年度予算額	支出済額	執行率(%)	前年度予算額	前年比増減額
議会費	1億719万円	1億673万円	99.6%	1億787万円	▲68万円
総務費	14億6,774万円	12億4,110万円	84.6%	18億5,072万円	▲3億8,298万円
民生費	38億7,353万円	26億8,866万円	69.4%	40億3,616万円	▲1億6,263万円
衛生費	11億2,735万円	7億8,376万円	69.5%	11億2,447万円	288万円
労働費	3,039万円	2,390万円	78.6%	3,268万円	▲229万円
農林水産業費	14億4,195万円	8億9,812万円	62.3%	21億1,464万円	▲6億7,269万円
商工費	1億8,902万円	1億6,008万円	84.7%	1億8,271万円	631万円
土木費	13億7,181万円	7億2,171万円	52.6%	13億5,430万円	1,751万円
消防費	7億3,689万円	6億8,687万円	93.2%	7億9,277万円	▲5,588万円
教育費	11億8,261万円	10億3,606万円	87.6%	12億4,383万円	▲6,122万円
災害復旧費	2億4,837万円	7,118万円	28.7%	9,990万円	1億4,847万円
公債費	27億3,841万円	21億9,093万円	80.0%	25億9,565万円	1億4,276万円
諸支出金	8億6,359万円	2,554万円	3.0%	11億4,177万円	▲2億7,818万円
予備費	2億3,224万円	0万円	0.0%	2億3,837万円	▲613万円
合計	156億1,109万円	106億3,464万円	68.1%	169億1,584万円	▲13億475万円

※上記の予算額には、前年度からの繰越事業分も含まれています。
※▲はマイナス（－）であることを示します。

平成29年度 一般会計の 特徴

29年度予算額は、前年度予算額と比較して約13億円の減額となりました。
減額となった主な要因は、民生費のうち臨時福祉給付金支給事業の減、総務費のうち金屋文化保健センター大規模改修事業および農林水産業費のうち強い農業づくり交付金事業が28年度で終了したことによるものです。

特別会計の予算執行状況

会計区分	29年度予算額	収入済額	収入執行率(%)	支出済額	支出執行率(%)
国民健康保険事業特別会計	42億7,420万円	38億1,561万円	89.3%	39億196万円	91.3%
後期高齢者医療特別会計	7億4,699万円	3億4,429万円	46.1%	6億9,979万円	93.7%
介護保険事業特別会計	31億1,092万円	25億216万円	80.4%	27億8,326万円	89.5%
簡易水道事業特別会計	7億4,110万円	2億6,631万円	35.9%	6億7,214万円	90.7%
農業集落排水事業特別会計	2億8,545万円	4,908万円	17.2%	2億5,148万円	88.1%
簡易排水事業特別会計	171万円	81万円	47.4%	156万円	91.2%
浄化槽事業特別会計	858万円	415万円	48.4%	569万円	66.3%
かなや明恵峡温泉特別会計	6,855万円	6,393万円	93.3%	6,690万円	97.6%
特別養護老人ホーム等事業特別会計	223万円	31万円	13.9%	31万円	13.9%
公共下水道事業特別会計	19億2,768万円	6億2,678万円	32.5%	12億4,654万円	64.7%
岩倉財産区管理会特別会計	6万円	0万円	0.0%	0万円	0.0%
粟生財産区管理会特別会計	19万円	32万円	168.4%	0万円	0.0%
城山山林財産区管理会特別会計	192万円	192万円	100.0%	0万円	0.0%
八幡山林財産区管理会特別会計	86万円	88万円	102.3%	71万円	82.6%
安謐山林財産区管理会特別会計	11万円	11万円	100.0%	0万円	0.0%
合計	111億7,055万円	76億7,666万円	68.7%	96億3,034万円	86.2%

収支不足については、基金より一時的に繰入して資金運用しています。

公営企業会計の予算執行状況

区分	収入予算額	収入済額	収入執行率(%)	支出予算額	支出済額	支出執行率(%)
水道事業会計(収益的)	4億8,011万円	4億9,600万円	103.3%	4億1,822万円	3億6,183万円	86.5%
水道事業会計(資本的)	3億5,366万円	2億4,961万円	70.6%	4億9,953万円	4億1,508万円	83.1%

基金(貯金)の状況

区分	基金現在高
財政調整基金	40億8,220万円
減債基金	16億4,647万円
その他特定目的基金	74億8,510万円
合計	132億1,377万円

地方債および一時借入金の状況

会計区分	借入現在高
一般会計	208億7,984万円
簡易水道事業特別会計	26億3,354万円
農業集落排水事業特別会計	14億7,499万円
簡易排水事業特別会計	510万円
浄化槽事業特別会計	3,101万円
公共下水道事業特別会計	77億4,560万円
水道事業会計	6億856万円
合計	333億7,864万円
一時借入金(一般会計及び特別会計)	0千円

◇基金と地方債(借入金)の状況◇

平成30年3月末での町全体の基金現在高は132億1,377万円となり、前年度より8億9,126万円の増額となりました。

その中でも減債基金が7億8,323万円の増額、合併地域振興基金が8,968万円の増額となりました。

また、地方債の借入現在高については、333億7,864万円で、前年度より5億5,080万円の減額となりました。全会計の中で公共下水道事業特別会計が公共下水道整備により増額となりましたが、それ以外の会計で減額となりました。

一般会計では、新規借入により合併特例事業債および全国防災事業債が増額となりましたが、それ以外の地方債は償還終了などによって減額となりました。

一般会計予算を一人あたりに換算すると…

町税負担額	1万1,151円
一人あたりに使われるお金	5万8,242円
町債残高	77万8,982円
住民基本台帳人口(平成30年3月末現在)	2万6,804人



住民課からのお知らせ

吉備庁舎住民課

子ども医療費助成事業 対象年齢拡大

小中学生を対象に実施している子ども医療費助成事業を、9月1日から高校生世代にも適用します。

この制度拡大により、町内在住の18歳までの人（18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある人）の医療費が無料となります。
※婚姻している人などは除く。

●申請手続き

対象となる高校生世代のお子さま（平成12年4月2日から平成15年4月1日の間に生まれた人）がいるご家庭には、6月下旬に申請書を送付しています。

同封の案内で記入方法・必要な物をご確認いただき、申請窓口までお越しください。

※他の医療費助成制度などで医療費が全額助成されている場合は対象外ですので、手続きは不要です。

●子ども医療費受給資格証の差し替え

現在、中学校卒業まで有効の受給資格証をお持ちの人については、有効期限終了年度の3月に、新たな受給資格証を送付予定です。それまでは、現在お持ちの受給資格証をご利用ください。

各種受給者証・認定証の 有効期限は7月31日です！

「国民健康保険限度額適用認定証」 などの更新申請手続き

有効期限が7月31日になっている次の認定証は、それぞれ更新手続きが必要です。所得の変動や世帯構成の変更などで、7月まで該当していても、8月以降は該当しない場合や、現在該当していても、8月以降に該当になる場合もあります。

●対象者

- 国民健康保険限度額適用認定証／町県民税が課税されている世帯の人
- 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証／町県民税非課税世帯で75歳未満の人

●申請

- 申請時期／7月25日（水）以降
- 手続きに必要な物／印鑑・保険証

「国民健康保険高齢受給者証」の更新

70歳から74歳の国民健康保険加入者に交付している「高齢受給者証」の有効期限が7月31日に切れますので、7月下旬に新しい高齢受給者証を郵送交付します。8月からは必ず、新しい高齢受給者証をお使い

ください。
※今年度から、国民健康保険制度の広域化に伴い、各様式が変更されます。

●一部負担金の割合

70歳から、医療機関などでお支払いいただく一部負担金の割合が
・現役並み所得者：3割
・その他の人：2割（誕生日が昭和19年4月1日以前の人は1割）
となります。一部負担金の割合は、受給者証に記載されます。

「老人医療費受給者証」の 更新手続き

満67歳以上70歳未満の人で、次の①～⑤の全ての要件を満たす人を対象にした医療費の助成制度です。所得や資産の保有状況は毎年変動することから、毎年、更新申請手続きが必要です。

なお、現在受給している人には、事前に案内と申請書を送付します。

手続きが遅れた場合は、資格の適用が遅れる場合があるのでご注意ください。

●受給要件

- ①世帯全員の町県民税が非課税であること。
- ②世帯全員の収入の合計が、次の基準以下であること（遺族年金、障害者年金など

あらゆる収入を含む。

・ 1人 100万円

・ 2人 140万円

・ 3人 180万円

(以後1人増えるごとに40万円加算)

③ 預貯金・国債・株式などが、350万円

×世帯人数以下であること。

④ 現在お住まいの土地・家屋以外の活用で

きる資産(田畑山林など直ちに処分が難

しいものは除く)を有していないこと。

⑤ 世帯以外の人から扶養を受けていない

こと。

※ 受給要件に該当すると思われる人で、現

在受給していない人はお問い合わせせくだ

さい。

「ひとり親家庭医療費受給資格証」
「重度心身障害児(者)医療費
受給者証」の更新手続き

現在お持ちの受給者証は、7月31日(火)で期限が切れます。8月以降の新しい受給者証をお渡ししますので、更新手続きにお越しく下さい。

なお、該当者には、事前に案内と申請用紙を送付します。

● 更新手続き時に必要なもの

① 申請書 ② 加入している健康保険証(対象者全員分) ③ 現在お持ちの受給者証

8月から70歳以上の人の高額医療費の自己負担上減額が変わります

平成30年7月まで

所得区分	自己負担上限額	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	5万7,600円	8万100円+ (医療費の総額-26万7,000円) × 1% 【4万4,400円】
一般	1万4,000円	5万7,600円 【4万4,400円】
低所得 1	8,000円	2万4,600円
低所得 2		1万5,000円



平成30年8月から

所得区分	自己負担上限額	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
課税所得 690万円以上	25万2,600円+	(医療費の総額-84万2,000円) × 1% 【14万100円】
課税所得 380万円以上※ 2	16万7,400円+	(医療費の総額-55万8,000円) × 1% 【9万3,000円】
課税所得 145万円以上※ 2	8万100円+	(医療費の総額-26万7,000円) × 1% 【4万4,400円】
一般	1万8,000円 (年間上限額 14万4,000円) ※ 1	5万7,600円 【4万4,400円】
低所得 1	8,000円	2万4,600円
低所得 2		1万5,000円

- ・ 表中の【 】内は、過去1年間に4回以上発生した場合の、4回目以降の上限額です。
- ・ (※ 1) 8月から翌年7月までの1年間の自己負担上限額があります。
- ・ (※ 2) 本年8月から「限度額適用認定証」の提示で自己負担上限額までとなります。

介護保険 に関するお知らせ



問金屋庁舎長寿支援課

利用者負担 (負担割合証に記載)	対象者
3割	下記の①②の両方に該当する人。 ①本人の合計所得金額が 220 万円以上 ②同じ世帯にいる 65 歳以上の人の 「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯の場合、340 万円以上 ・2 人以上の世帯の場合、463 万円以上
2割	上記以外の人で、下記の①②の両方に該当する人。 ①本人の合計所得金額が 160 万円以上 ②同じ世帯にいる 65 歳以上の人の 「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯の場合、280 万円以上 ・2 人以上の世帯の場合、346 万円以上
1割	上記（利用者負担が 3 割・2 割）以外の人。 40～64 歳の人（2 号被保険者）。

● 「合計所得金額」とは

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、平成 30 年 8 月から「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

介護保険 負担割合証の 送付(更新)

負担割合証の更新時期となったので、更新となった負担割合証（ピン

ク）を 7 月下旬に送付します。要介護（支援）認定を受けている人は、保険証と一緒に、更新となった 1 割、2 割または 3 割と記載された負担割合証をお持ちいただく必要があります。有効期間は、当該年度の 8 月 1

日から翌年度の 7 月 31 日までの 1 年間で

す。毎年、前年の合計所得金額などにより判断され、更新されます。

2 割および 3 割の利用者負担となるのは、基準以上の所得を有する本人のみです。

同一世帯で自分以外に介護サービスを利用する人がいても、その自身の所得が基準以上でなければ、その人は 2 割または 3 割の利用者負担とはなりません。

また、2 割および 3 割の利用者負担となった人であっても、月額の利用者負担に上限額があるため、申請によって、上限額を超えた金額が「高額介護サービス費」として後で払い戻されます。

※負担割合の変更があるとき
・所得更生があったとき
・転出入などによって、同一世帯の 1 号被保険者数に増減があったとき

介護保険料が 変わりました

介護保険制度は、40歳以上の人が納める保険料と、国・県・町の負担金でまかなわれています。このうち、65歳以上の人の介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額を基に、皆さまの所得に応じて段階的に設定されています。

介護保険料は3年に1度見直しが行われます

平成27～29年度の介護保険料の基準額
5,700円（月額）



平成30～32年度の介護保険料の基準額
6,200円（月額）

段階	計算基礎	対象者	介護保険料	
			月額	年額
第1段階	基準額×0.45	・生活保護を受けている人 ・老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の人 ・住民税非課税世帯で 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	2,790円	3万3,480円
第2段階	基準額×0.75	住民税非課税世帯で 前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円を超えて120万円以下の人	4,650円	5万5,800円
第3段階	基準額×0.75	住民税非課税世帯で 前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が120万円を超える人	4,650円	5万5,800円
第4段階	基準額×0.90	本人が住民税非課税者で、世帯の誰かに住民税課税者が居る場合、 前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の人	5,580円	6万6,960円
第5段階	基準額	本人が住民税非課税者で、世帯の誰かに住民税課税者が居る場合、 前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円を超える人	6,200円	7万4,400円
第6段階	基準額×1.20	本人が住民税課税者で、 前年の合計所得金額が120万円未満の人	7,440円	8万9,280円
第7段階	基準額×1.30	本人が住民税課税者で、 前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	8,060円	9万6,720円
第8段階	基準額×1.50	本人が住民税課税者で、 前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	9,300円	11万1,600円
第9段階	基準額×1.70	本人が住民税課税者で、 前年の合計所得金額が300万円以上の人	1万540円	12万6,480円

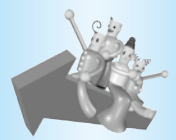
介護保険料は、原則として特別徴収（年金から天引き）されています。特別徴収以外の人（普通徴収の人）は、町から送付する納付書や口座振替により、納期限までに納付してください。

特別徴収の皆さまへ

平成30年度の介護保険料は3年に1度の見直しにより、基準額が月額6,200円に変更されていますが、平成30年度4月期・6月期の介護保険料は、前年度の2月期と同じ金額（基準額5,700円で計算された額）で徴収させていただきます。

町民税の課税状況が6月中に確定するため、それ以降に平成30年度の介護保険料の本算定を行うこととなります。

4月にさかのぼって、保険料の基準額を月額6,200円で再計算するため、4月期・6月期の差額分が8月期の介護保険料に上乘せされることとなります。8月期の介護保険料が大幅に上昇する場合がありますが、あしからずご了承ください。



健康みちしるべ

熱中症を予防しましょう！

金屋庁舎 健康推進課
清水行政局 住民福祉室 52・2111

体が暑さに慣れていない今の時季は、上手に発汗できないために熱中症を起こしやすくなります。特に梅雨明けの、急に蒸し暑くなった日には注意が必要です。例年、梅雨明けの7月上旬から8月上旬に熱中症が多発しています。

今年の夏も元気に過ごせるよう、一層に対策を考えていきましょう！

熱中症とは

高温多湿な環境に長くいることで、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節の機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。熱中症の症状は、めまい、手足の

しびれ、不快感、頭痛、吐き気などがあります。重症になると、意識がなくなったり、けいれんを起こしたりすることもあります。

予防のためには

暑さを避ける

室内では、扇風機・エアコンで温度を調節し、遮光カーテン・すだれ・打ち水などを活用しましょう。

外出時には、日傘の利用や帽子の着用をし、日陰でこまめに休憩をとりましょう。

服装は、通気性がよく、吸湿性・速乾性のあるものを選びましょう。

水分を補給する

炎天下での活動はもちろん、室内でも熱中症に注意が必要です。室内にいるときや、喉の渇きを感じていないときでも、こまめに水分・塩分を補給しましょう。

高齢者と子どもの熱中症に注意

高齢者

高齢になるにつれて体内の水分量が

減り、脱水状態になりやすく、暑さや喉の渇きを感じにくくなります。1日1回汗をかく程度の運動をして体力をつけ、喉が渇かなくても水分補給をしましょう。

子ども

子どもは体温調節機能が十分に発達しておらず、大人より体温が上がりやすいです。子どもの顔色や汗のかき方をよく観察し、水分摂取を促してあげましょう。

また、車の中などの高温になりやすい場所では、乳幼児を一人にしないように気を付けましょう。

熱中症が疑われる人を見かけたら

- ・風通しのよい日陰やエアコンが効いている室内へ移動しましょう。
- ・衣服をゆるめ、体を冷やしましょう。首まわりや脇の下、足のつけ根などの太い血管がある場所を冷やすと効果的です。
- ・冷やした水分を取らせましょう。汗で失われた塩分が補える経口補水液やスポーツドリンクが最適です。

自力で水が飲めない場合や、意識がない場合は、すぐに救急車を呼びましょう！

乳幼児を子育て中の皆さまへ 子育て支援センターだより

「ちょっと困っていて、相談相手がないなあ」「親子の遊び場やお友だちが欲しいなあ」。そんな時はいつでもお気軽にご利用ください。電話での相談もお受けしています。

子育てワンポイントアドバイス

ママの笑顔は子どもの栄養！
息抜き上手になりましょう

	開設日時など	
子育て悩み事相談	月曜日(要予約)	9:30～11:30 13:30～16:30
子育て相談・ほっとルーム &お外遊び	火曜日～木曜日	9:00～11:00 13:30～16:30
あそびのひろば	◆第1・3金曜日…0～1歳半 ◆第2・4金曜日…1歳半～就学前 ◆第5金曜日…お休み	10:00～11:30 (9:30 受付開始) 14:00～15:00 (13:30 受付開始)
「たまたまぼこ」さんの 絵本の読み聞かせ	奇数月の第1金曜日(午前中) …0～1歳半 偶数月の第2金曜日(午前中) …1歳半～就学前	
ここにひろば	◆第4水曜日(7月25日) 10:00～11:00 ※9:30 受け付け開始 ※受け付け後、10:00まで自由あそび ◆場所…金屋文化保健センター ◆内容…水に浮かべて遊ぼう！	

場所／子育て支援センター(旧きび中央保育所)
☎090-7966-1697・52-5474 [FAX 兼用]

健康

応援

スケジュール

大人

問い合わせ ☎ 52-2111

子ども

集団検診

金屋庁舎健康推進課
清水行政局住民福祉室

- 7月2日(月) 8:00～9:00 石垣公民館
特定・胃・大腸・胸部・前立腺・乳房
- 7月8日(日) 8:00～9:00 きびドーム
特定・胃・大腸・胸部・前立腺・乳房
- 7月17日(火) 8:00～9:00 金屋文化保健センター
※定員に達したため受け付け終了
- 7月22日(日) 8:00～9:00 城山西小学校体育館
特定・胃・大腸・胸部・前立腺・乳房・子宮
- 8月4日(土) 8:00～9:00 金屋文化保健センター
特定・胃・大腸・胸部・前立腺・乳房
- 8月26日(日) 8:00～9:00 きび保健福祉センター
特定・胃・大腸・胸部・前立腺・乳房・子宮

集団検診は

事前に申し込みが必要です！

お申し込みは金屋庁舎健康推進課または清水行政局住民福祉室まで。
また、年齢・医療保険の種類によって受診できる内容が異なります。



健康相談

金屋庁舎健康推進課
清水行政局住民福祉室

7月4日(水)・8月1日(水)

実施時間
9:00～11:00

■場所／金屋文化保健センター

子どもの健康相談

金屋庁舎健康推進課
清水行政局住民福祉室

- 7月2日(月) 清水保健センター
- 7月5日(木) 金屋文化保健センター
- 7月12日(木) 金屋文化保健センター
- 7月19日(木) 金屋文化保健センター
- 7月26日(木) 金屋文化保健センター
- 8月2日(木) 金屋文化保健センター
- 8月6日(月) 清水保健センター

実施時間
9:00～
11:00

乳幼児健診

金屋庁舎健康推進課

- 4カ月児健診 [平成30年3月生まれ]
7月24日(火) 13:00～13:15
- 10カ月児健診 [平成29年8月生まれ]
7月3日(火) 12:30～12:45
- 1歳6カ月児健診 [平成28年11月生まれ]
7月18日(水) 12:45～13:00
- 2歳児健診 [平成28年4月生まれ]
7月25日(水) 12:45～13:00
- 3歳6カ月児健診 [平成26年12月生まれ]
7月11日(水) 12:45～13:00

■場所／金屋文化保健センター

育児サロン

清水行政局住民福祉室

7月2日(月)・8月6日(月)

実施時間
9:00～11:00

■場所／清水保健センター

◆あなたの健康を支える「国民健康保険」

医療費状況 (平成30年5月)

加入者数	8,291人
支払額	3億3,992万円
1人当たりの医療費	4万999円 (前年同月 4万3,774円)
29年度1人当たりの医療費(月)	4万1,943円
29年度1人当たりの医療費(年)	50万3,319円

医療費は、年々増えています。
医療費が増えると、自己負担額や国保税の増加につながります。

私たちのちょっとした心がけで、その増加を止めることができます。

<私たちにできること>

1. お医者さんのかかりかたを見直しましょう
(重複・頻回受診などはなるべく避けましょう)
2. 休日・時間外受診はできるだけ避けましょう
3. 薬は上手に飲みましょう
(ジェネリック医薬品について検討してみましょう)
4. 健康診断を受けましょう

高齢者の暮らしを応援！

地域包括支援センターだより

有田川町地域包括支援センターでは、介護予防などの相談に応じています。

直通(金屋庁舎) ☎32-5102

(清水行政局) ☎25-1269

認ともミーティング開催

認ともミーティングとは、認知症の人が集い、本人同士が主になって語り合い、これからのよりよい暮らしや、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場です。有田川町では、5月23日(水)、地域交流センター(ALEC)で開催しました。

次回は7月18日(水)に湯浅町で開催予定です。



ロバつうしん



認知症キャラバン・メイト連絡会では、ロバのようにゆっくり着実に前進することを願って名付けた“ロバつうしん”を通して、地域の皆さまに「認知症サポーター養成講座」の様子や情報をお伝えします。多くの皆さまの講座受講をお待ちしています！

▼5月16日(水)に開催した地域交流センター(ALEC)職員・オンラインカフェ店員向けの認知症サポーター養成講座の様子



さわやかサークル(認知症予防サークル)に参加しませんか

いつまでも元気に楽しく過ごすために、「やってみようかな」と思うことや、「知りたいな」と思うことを、参加者自身が計画し、“やってみる”サークルです。

ぜひ、一緒に楽しい時間を過ごしませんか？

※事前の申し込みは不要です。材料費などは自己負担となります。

日時	場所	内容	備考
7月25日(水) 13:00~15:00	鳥屋城公民館	「認知症予防の健康劇」	在宅保健師の会
8月22日(水) 13:00~15:00	鳥屋城公民館	クラフト工作	持ち物 洗濯ばさみ(10個) はさみ ボンド 千枚通し ※材料費が必要
9月26日(水) 13:00~15:00	鳥屋城公民館	クラフト工作 毛糸の帽子制作	持ち物 毛糸 かぎ針

いきいき百歳体操ニュース



現在、町内では70カ所以上のグループが、毎週集まり、楽しく体操をしています。

森田内科クリニック内の多目的室をお借りして、毎週火曜日14時から、40分程度運動をするグループが5月からスタートしました。参加者から「立ち上がりの動作がすごく効く」「筋が伸びて気持ちいい！」などの声が上がっています。

町内在住の人ならどなたでもご参加いただけます。申し込み不要。飲料水と上履きをご持参ください。



環境衛生課からの お知らせ

吉備庁舎 環境衛生課
清水行政局 建設環境室
☎52・2111



〜ごみ分別すれば資源〜

盆前の「し尿のくみ取り」

盆までにし尿のくみ取りを希望する場合は、7月17日(火)までに、左記のし尿収集業者にお申し込みください。

※7月17日(火)を過ぎると、盆までにくみ取りできないことがあります。

※収集業務は8月12日(日)から8月19日(日)まで休業します。

吉備・金屋地区

●上田衛生 ☎52・4582

●(有)武田清掃 ☎32・2391

清水地区

●(有)武田清掃 ☎32・2391

廃棄物不法投棄対策の強化

和歌山県では、廃棄物不法投棄対策として監視カメラの設置および監視パトロールを行い、それを周知することで不法投棄の抑制につなげて



廃棄物が散乱した不法投棄現場

います。しかし、依然として不法投棄が無くならないため、平成28年度から新規に小型監視カメラを導入し、不法投棄対策を強化しています。有田川町内では、9月から11月は奥地区に、12月から平成31年2月には上中島地区・川口地区・修理川地区に小型監視カメラを設置するとともに重点的にパトロールを行い、監視を強化します。

小型監視カメラで得た情報は、廃棄物不法投棄の抑制、発見した場合

の指導などの徹底を目的としたもので、それ以外に用いることはありません。今後も監視体制や啓発、関係機関との連携を強化し、廃棄物不法投棄の防止に取り組みます。

プラスチック製品の品質管理

皆さまの家庭から出されたプラスチックごみ(プラスチック)は、町営プラスチック収集場でリサイクルできるプラスチックと不純物などに選別され、北九州市の製鉄所で、プラスチックの材料などに再生されます(平成30年度現在)。

製鉄所に送られるプラスチックの品質は、再資源化される際の効率や、再資源化製品の品質に関わってくるた

プラごみから 不適合物として抽出されるもの

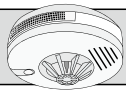
- 汚れたプラスチック製容器包装
- PET製の容器
- プラスチック以外の容器包装
- 事業系廃棄物
- 医療系廃棄物
- 危険物(ライター・カミソリ・乾電池など)
- 二重袋



不適合物がないか詳しく検査します

め、その製鉄所で年1回、検査を専門に行う会社が詳しく検査します。平成30年度の検査は4月26日(木)に行われ、環境衛生課職員が立ち会いました。検査は大きなシートの上でプラスチックを広げ、数人の作業員が念入りにチェックしました。

検査は不適合物の混入比率により評価され、低評価が続くとプラスチックの受け入れを拒否されてしまいます。今回の検査成績は、町民の皆さまの絶え間ないごみ分別努力の結果、品質評価で最優秀のA評価でした。また、危険物の混入もありませんでした。この成績が今後も継続できるように、ごみの分別にご理解とご協力をお願いします。



**取り付けていますか？
住宅用火災警報器**

全ての**寝室**と**階段**（2階に寝室がある場合）に必要です。
正しい場所に設置されているか確認してください。

- ・燃えやすいものが周りになく、広
- ・子どもだけでなく、大人と一緒に
- ・楽しみましょう。

花火を安全に楽しむ方法

花火は楽しく、安全に楽しみましょう。

花火は楽しく、安全に楽しみましょう。

花火は楽しく、安全に楽しみましょう。

- ・子どもだけでの水泳や水遊びは



夏の風物詩、「花火」。

気軽に楽しめる花火も、取り扱いを間違えると、火事ややけどなどの事故につながりかねません。過去には「花火から火花が飛び散り、足にやけどを負った」「打ち上げ花火に点火したところ、逃げる間もなく爆発し、顔面にやけどを負った」など、花火の遊び方を間違ったために起こった事故が多数あります。

川への地形は複雑で、流れが速くなっている場合があり、急に深くなったりする場合があります。

もし流されてしまった場合は、無理に流れにさからわず、安全なところまで流されるようになり、助けを待つようにしましょう。

子どもだけでの水泳や水遊びは



**花火・火遊びによる
火災の防止**

夏の水辺で遊ぶ機会が増える季節です。次のことに気を付けて、安全に楽しみましょう。

川への地形は複雑で、流れが速くなっている場合があり、急に深くなったりする場合があります。

もし流されてしまった場合は、無理に流れにさからわず、安全なところまで流されるようになり、助けを待つようにしましょう。

子どもだけでの水泳や水遊びは

水難事故に注意

消防だより

今年の出動など(累計)

有田川町消防本部 ☎52・59950
吉備金屋消防署 ☎52・59950
清水消防署 ☎25・1243
病院紹介(和歌山県救急医療情報センター) ☎073・426・1199

火災……………9件
救急……………547件
救助……………6件
(平成30年5月31日現在)

**火災・救急・救助は
119番**

119番は、消防署の受付員が必ず必要なことを尋ねますので、慌てず、ゆっくり正確に伝えてください。

ただし、あなたに煙や火などの危険が迫っている場合は、すぐに避難してください。

※携帯電話は、一般電話（IP電話）が利用できないときに使ってください。電波状況により、途中で電話が切れることがあります。

※救急車は必要ないが、病院を紹介してほしい場合には、病院照会「和歌山県医療情報センター」(☎073・426・1199)をご利用ください。24時間体制で案内しています。



違反建物の公表制度が始まります

有田川町消防本部では、平成31年4月1日から、消防署の立ち入り検査で判明した消防法令に違反している建物のうち、特に危険性の高い建物について、ホームページ上に建物の名称、違反の内容を掲載します。

公表制度とは

建物を利用する人が、その建物の危険性を理解し、利用の判断ができるよう、消防署が把握している重大な消防法令違反の内容を公表する制度です。



春の行事

鳥屋城小学校 遠足

1・2年生は有田川町鉄道公園、3・4年生は石垣尾神社、5・6年生はALECなどに行きました。



藤並小学校 遠足



藤並小学校6年生は電車に乗って西広海岸へ行きました。

グループごとに干潟にいる生き物を自由に観察しました。よく見るカニや貝類の他にも、珍しいアカエイや、アメフラシの卵なども見つけることができました。また、環境アドバイザーの人に磯や海辺の生き物の名前や特徴を教えてくださいました。



久野原小学校・体カテスト

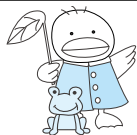
久野原小学校では、時々、全校体育（全校児童7人）をしています。この日も、体カテストのシャトルランをみんなで行いました。上級生をお手本にして、下級生もよい記録が出せるように頑張りました。

また、休み時間には、みんなで何をして遊ぶか相談し、ドッジボールやおにごっこなどをして、なかよく遊んでいます。笑顔いっぱいの子どもたちです。

八幡中学校・校外体験学習



八幡中学校では、平成元年から続いている宿泊研修の行事を行いました。今年は日高町比井小学校を出発し、途中柏ビーチで昼食後、由良町白崎青少年の家までの17kmを、初夏の風を感じながら歩きました。参加人数は、生徒32人・職員10人・保護者50人でした。今年は「一致団結～歩く理由はゴールの先にある」のテーマのもと全員がルールを守り、自覚と責任ある行動で歩ききりました。また、青少年の家では、レクリエーションや食事・掃除、クラフト活動を通して上級生のリーダーシップの育成や生徒相互の理解を深められました。今後の学校生活で生かせるよう、実行委員会が中心となり計画しました。



■問い合わせ
金屋庁舎 こども教育課
☎ 52-2111



図書館 だより



金屋図書館 ☎ 32-5789
 地域交流センター (ALEC) ☎ 52-4730
 ちいさな駅美術館 ☎ 52-2580
 しみず図書室 ☎ 25-1788

7月12日(木)は有田川 Library 全館、臨時休館日となります。

ちいさな駅美術館～Ponte del Sogno～

あべ弘士原画展

7/1(日)～7/31(火)

※最終日は15時で終了

あべ先生の 親子で楽しみたいおはなし会

日時／7月1日(日) 13時30分～

場所／ちいさな駅美術館

参加費／無料 定員／先着50人

申し込み／ちいさな駅美術館で6月9日(土)から受け付け中

※定員に達し次第受け付け終了



7月のイベント

■おはなしマラソン

①日時／7月14日(土) 10:30～(約30分間)

場所／金屋図書館

申し込み／不要 参加費／無料

②日時／7月14日(土) 13:30～(約30分間)

場所／ちいさな駅美術館

申し込み／不要 参加費／無料

■ブックラザ

①日時／7月25日(水) 10:30～(約1時間)

場所／ちいさな駅美術館

内容／手形アートを作ろう！

対象／2歳児～未就園児 ※当日先着15組

申し込み／不要 参加費／無料

②日時／7月26日(木) 10:00～(約1時間)

場所／金屋図書館

内容／手形アートを作ろう！

対象／2歳児～未就園児 ※当日先着20組

申し込み／不要 参加費／無料

■おひざでだっこのおはなし会

日時／7月10日(火) 10:00～11:00

場所／金屋図書館

プログラム／夏のひととき

対象／4カ月児～2歳児

申し込み／不要 参加費／無料

7月の移動図書館

7/3(火)	小川小学校	13:00～13:30
7/4(水)	こころの医療センター	14:10～14:30
7/6(金)	八幡小学校	13:00～13:45
	西ヶ峯小学校	15:25～15:45
7/11(水)	安諦小学校	13:20～13:30
	久野原小学校	14:15～14:30
	しみず園	15:30～16:00
7/12(木)	鳥屋城小学校	13:00～13:30
7/18(水)	こころの医療センター	14:10～14:30
7/19(木)	石垣小学校	13:00～13:30

※小学校は夏休み前のため 返却のみです。

新着図書案内



一般書

◎小説

小萩のかんざし……………北村薫 // 著

じっと手を見る……………窪美澄 // 著

新しきイヴの受難

……………アンジェラ・カーター // 著 望月節子 // 訳

泣きかたをわすれていた……………落合恵子 // 著

ひと……………小野寺史宜 // 著

食堂メシタ……………山口恵以子 // 著

みなさんの爆弾……………朝比奈あすか // 著

さざなみのよる……………木皿泉 // 著

三千円の使いかた……………原田ひ香 // 著

放課後ひとり同盟……………小嶋陽太郎 // 著

地球にちりばめられて……………多和田葉子 // 著

バビロンの階段……………蜂須賀敬明 // 著

◎料理

伝えていきたいわが家の保存食レシピ

……………石原洋子 // 監修

果物と野菜のゼリー……………袴田尚弥 // 著

児童書

◎絵本

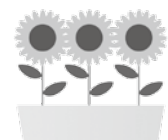
なくのかな……………大島妙子 // 絵 内田麟太郎 // 作

うまはかける……………山村浩二 // 絵 内田麟太郎 // 文

まんまるだあれ……………いまもりみつこ // 文・切り絵

ホットケーキのおうさま

……………朝倉世界一 // 絵 二宮由紀子 // 文



今年度重点テーマ「生きる」に決定!

5月8日(火)、人権機関有田川理事会が開催され、今年度の重点テーマを「生きる」に決めました。

近年は、スマートフォンや携帯電話、パソコンなどのインターネットと人が直接顔を合わせてコミュニケーションをとる機会が、少なくなっているように感じられます。

しかし、互いに顔を合わせてコミュニケーションをとることによって、より一層、お互いに理解し合い、気遣い合い、認め合い、みんなが自

分らしく生きることができるとは
ないでしょうか。

お知らせ

子どもの人権110番 強化週間を実施

いじめや虐待など、子どもの人権に関する相談を受け付けます。
相談は無料で、秘密は厳守されます。法務局職員または人権擁護委員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

人権啓発標語を募集

- **応募対象者** / 有田川町に在住、もしくは通勤・通学している人
- **募集内容** / 「生きる」をテーマにした標語
- **応募方法** / 作品に氏名(ふりがな)・年齢・学校名と学年(学生の場合)・住所・電話番号を記載して、持参・郵送・ファクスのいずれかでご応募ください。
※応募は1人につき1作品です。
- **応募先**
〒643-0153 有田川町中井原136-2
有田川町教育委員会社会教育課内「人権機関有田川事務局」宛
※ファクス 32-4827
- **受付期間** / 7月9日(月)～9月5日(水)
- **選考・賞** / 一般の部(高校生含む)・中学生の部・小学生の部の3部門で若干数選考し、記念品を贈呈します
- **その他**
 - ・優秀作品については、広報紙への掲載、文化祭などでの展示、人権標語作品集の作成などで、啓発に広く活用します。
 - ・応募作品は未発表のものに限ります。
 - ・作品の著作権は主催者に帰属し、主催者が応募者の承諾を得ず、啓発用教材などに使用することがあります。
 - ・応募作品は原則として返却しません。

● 期間 / 8月29日(水)

(9月4日(火))

● 時間 / 平日8時30分～19時、

土日10時～17時

● 電話番号 / 0120・007・

110 (全国共通・無料)

※詳細は和歌山地方法務局人権擁護課 和歌山県人権擁護委員連合会
(☎073・422・5131)まで。

人権特設相談所

7月19日(木)、人権特設相談所を開催します。相談は無料で、秘密は厳守されます。

● 場所 / 金屋文化保健センター

● 時間 / 13時～16時

人権啓発活動を行いました

6月1日(金)、早朝から人権擁護委員の皆さまが、藤並駅で人権の啓発活動と、学校訪問を行いました。
人権擁護委員制度は、平成30年で70周年を迎えました。



人権講演会

「この世に生まれて、

生きて、生かされて…

～あと二歩前へ

踏み出したいあなたへ～

● 日時 / 7月22日(日) 13時30分開演

● 場所 / きびドーム

● 講師 / 高野山本山布教師

家田 莊子氏 (作家・僧侶)

※入場は無料ですが、整理券が必要です。整理券は7月5日(木)から配布(予定数に達し次第配布終了)。

※整理券配布場所 / 金屋庁舎社会教育課・地域交流センター(ALEC)・きびドーム・金屋図書館・清水図書室・清水水行政局住民福祉室・各出張所



人権に関する問い合わせ

有田川町教育委員会 社会教育課
TEL 521-2111
FAX 321-4827

お告知らせ

まちのデータ

(平成30年5月31日現在)

人口	26,762人	交通事故発生件数	
男	12,568人	(5月中、物損含む)	
女	14,194人	有田川町	48件
	10,584世帯	死者	0人 負傷5人
			湯浅警察署調べ



お問い合わせ
せんわばんごう

吉備庁舎
金屋庁舎 52-2111
清水行政局

城粟五安水	23-0001	環境セックタク	52-5384
山生郷諦	22-0351	プラスチック収集	52-7855
出連出出	22-0254	休日急患診療	52-4882
張絡張張	26-0001	有田	52-3055
所所所所	52-5356	子育て支援センター	52-5474
ALEC(アレック)	52-4730	有田川町少年センター	090-7966-1697
			52-8744

税金

国民健康保険税の賦課限度額

税制改正に伴い、今年度から国民健康保険税の医療分について、賦課限度額が変更になりました。

	平成29年度	平成30年度
医療分	54万円	58万円
支援金分	19万円	19万円
介護分	16万円	16万円
合計	89万円	93万円

国民健康保険税の軽減措置

低所得者に対する軽減措置の拡大のため、今年度から2割・5割軽減の判定基準所得が変更になりました。国民健康保険税の軽減を受けることができる世帯の所得基準額は、次の表の計算で確認できます。

問吉備庁舎税務課

国民健康保険税の納税義務者、世帯に属する被保険者、および特定同一世帯所属者の総所得金額などの合計が、表の計算方法により算出された基準額を下回れば、課税する均等割・平等割が該当する割合の軽減を受けることができます。

軽減を受けるための申請は必要ありませんが、原則、世帯の対象者全員の所得申告などがされていないと

軽減判定ができないため、未申告者が1人でもいると、軽減を受けることができません。収入の有無に関わらず、所得申告が必要です。

軽減割合	軽減判定基準額
2割	総所得金額の合計が 33万円+ (国保被保険者数+特定同一世帯所属者数) × 50万円 以下
5割	総所得金額の合計が 33万円+ (国保被保険者数+特定同一世帯所属者数) × 27万5,000円 以下
7割	総所得金額の合計が 33万円 以下

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行した人で、後期高齢者医療の被保険者となった後も世帯主が変わらず同一の世帯に属する人をいいます。

後期高齢

後期高齢者医療制度の被保険者証の色が水色に

7月31日の有効期限満了に伴い、被保険者証(保険証)を更新します。新しい保険証は水色です。7月中旬頃から順次、簡易書留郵便で郵送予定です。

問吉備庁舎住民課

- 水色の保険証の使用は7月1日から今回お届けする保険証が届くまでは、現在お持ちの「うすい緑」の保険証をご利用ください。なお、「うすい緑」の保険証は8月1日以降、使用できません。
- 現在お持ちの「うすい緑」の保険証は新しい「水色」の保険証がお手元に届き次第、「うすい緑」の保険証は、吉備庁舎住民課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局住民福祉室にお越しの際に返却いただくか、ご自身で細かく裁断するなどして、住所・指名などが他人に知られないよう十分注意の上、処分してください。
- その他
 - ・平成30年度住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合があります。ご確認ください。
 - ・住民税の課税所得が145万円以上の被保険者のいる世帯の人は、一部負担金の割合が3割となります。例えば、今まで1割負担だった人が3割負担に変更となる場合、「3割(平成30年7月31日までは1割)」と表記されます。

国民年金

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害者年金の受給資格を確保することができます。

平成30年度の申請書の受け付けは7月2日(月)開始

- 申請・審査対象期間／平成30年7月から2019年6月。
- 平成29年度以前の国民年金保険料未納期間についても、申請日から2年1カ月前の月までさかのぼって免除申請することができます。

申請書提出先／吉備庁舎住民課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局住民福祉室・各出張所、和歌山西年金事務所(郵送可)

申請に必要なもの

- 国民年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード可)
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- 印鑑
- 離職票(失業などを理由として申請する場合)

免除・猶予の審査

免除の場合は、本人・配偶者・世帯主の前年所得、猶予の場合は、本人・配偶者の前年所得により審査されます。

保険料の追納

免除などの承認を受けた期間は、10年以内であれば申し出により、保険料を納めることができます。

ただし、追納する対象期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に経過期間に応じた金額が加算されます。

吉備庁舎住民課

募集

町営住宅入居予定者募集

申込受付期間／7月17日(火)～7月27日(金)

※役場開庁日時に伴う。

申込受付場所／吉備庁舎建設課・清水行政局建設環境室・各出張所

その他

- 入居には、所得制限など一定の規定があります。
- 家賃は入居者の所得によって決定します。
- 応募者が募集戸数を超えた場合は、条例の規定により、入居者を決定します。



団地名	所在地	戸数	月額家賃	備考
粟生	粟生 213 番地	1 戸	1 万 2,800 円～2 万 1,400 円	昭和 62 年建築 木造 2 階建て 3DK・浴室・トイレ 床面積 66.1㎡
川合	川合 248 番地 2	1 戸	1 万 2,700 円～2 万 4,900 円	平成 3 年建築 木造 2 階建て 3DK・浴室・トイレ 床面積 67.9㎡
川合	川合 249 番地 1	1 戸	1 万 3,000 円～2 万 5,600 円	平成 4 年建築 木造 2 階建て 3DK・浴室・トイレ 床面積 69㎡
楠本	楠本 417 番地	1 戸	1 万 2,000 円～2 万 3,600 円	平成 1 年建築 木造 2 階建て 3DK・浴室・トイレ 床面積 65.2㎡
小原	清水 680 番地	1 戸	1 万 4,200 円～2 万 8,000 円	昭和 63 年建築 木造 2 階建て 3DK・浴室・トイレ 床面積 71.8㎡
板尾	板尾 498 番地	2 戸	9,300 円～1 万 8,300 円	昭和 60 年建築 木造平屋建て 3DK・浴室・トイレ 床面積 54.4㎡
押手	押手 274 番地 1	1 戸	1 万 6,300 円～3 万 2,000 円	平成 7 年建築 木造 2 階建て 3DK・浴室・トイレ 床面積 74.8㎡

吉備庁舎建設課・清水行政局建設環境室

平成30年度各種目自衛官の募集

自衛官候補生

- 受付期間／年間を通じて
- 試験期日／7月28日(土)・8月1日(水)・8月7日(火)

- 資格／日本国籍を有する18歳以上27歳未満の者
- 一般曹候補生
- 受付期間／7月1日(日)～9月7日(金)

- 試験期日／1次 9月21日(金)・23日(日)、2次 10月12日(金)・13日(土)
- 資格／日本国籍を有する18歳以上27歳未満の者

航空学生

- 受付期間／7月1日(日)～9月7日(金)
- 試験期日／1次 9月17日(月)、2次 10月15日(月)・21日(日)

- 受験資格／日本国籍を有する者で、海上自衛隊については18歳以上23歳未満の者(高卒者(見込み含む)、または高専3年次修了者(見込み含む))、航空自衛隊については18歳以上21歳未満の者(高卒者(見込み含む)、または高専3年次修了者(見込み含む))

防衛省自衛隊和歌山地方協力本部有田募集案内所(有田市宮崎町106-2) ☎82-6631



和歌山地方協力本部

戦没者遺児による
慰霊友好親善事業

日本遺族会は「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参会者を募集しています。同事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

●参加費／10万円
●申し込み／和歌山県遺族連合会
(☎073・424・5813)・金屋
庁舎やすらぎ福祉課

※昨年度参加者以外は複数回応募
できません。

※地域によって申込期間などが異
なります。日程などはお問い合
わせください。

●実施地域

- 広域地域／①旧満州 ②旧ソ連 ③
ビスマーク諸島 ④東部ニューギニア
- ⑤西部ニューギニア ⑥北ボルネオ・
マレー半島 ⑦マリアナ諸島 ⑧ト
ラック・パラオ諸島 ⑨フィリピン
(1次) ⑩ソロモン諸島 ⑪ミヤン
マー・タイ ⑫台湾・バジール海峽 ⑬
マーシャル・ギルバート諸島 ⑭フィ
リピン(2次) ⑮中国
- 特定地域／①西部ニューギニア
②東部ニューギニア ③ミャンマー

問日本遺族会(東京都千代田区九段
南1・6・17) ☎03・3261・
5521

和歌山県統計グラフィコンクール

●応募資格／県内在住・在学または
県内に勤務している人
●課題／自由

※小学4年生以下の児童の応募につい
ては、児童自らが観察または調査
した結果をグラフにしたもの

●作品の規格／72.8cm×51.5cm(B
2判)

※紙質、色彩については自由

●締切日／9月3日(月) 必着

●作品送付先／和歌山県統計協会(和
歌山県調査統計課内)

問和歌山県統計協会事務局

☎073・441・2385

案内

不良空き家の除却にかかる
補助金制度

住宅などの空き家で、倒壊などの
恐れのある危険な建物を解体する所
有者などに対し、撤去費用の一部を
補助する制度です。

●申請できる人／空き家所有者、空
き家の所有者の相続人または空き家
の所有者の同意を得ている場合の土
地所有者

●補助対象建築物／町から不良空き
家と認定を受けた個人所有の住宅
(延べ面積の半分以上を住居として
使用していたもの)

●補助対象工事／次の全てを満たす
もの

・認定不良空き家およびその敷地内
にある工作物のすべてを除却する
工事であること。

・有田川町に本店を置く法人または
本町の住民基本台帳に登録のある
者が行う工事であること。

・建設業法の許可(土木工事業、建
築工事業、とび・土工工事業、解
体工事業)を有する業者および、
解体工事業登録者が請け負うもの
であること。

※その他諸条件があります。

●補助金の額／認定を受けた不良空
き家の除却費用の3分の2(上限
50万円)

●募集予定戸数／10戸(先着順)

●申請

●申請方法／町から不良空き家の認
定を受けた後、補助金交付申請書を
窓口へ提出してください。

●受付日時／7月18日(水)～12月21
日(金)

※役場開庁日時に伴う

問吉備庁舎建設課

☎073・441・2385

広告 広告に関するお問い合わせは、株式会社 和歌山毎日広告社 (☎073-423-9291 FAX073-428-2403)

1年365日万全の
救急体制で臨みます。



診療科目

内科・消化器内科・循環器内科・糖尿病内科・腎臓内科(人工透析)・外科
・消化器外科・整形外科・リウマチ科・脳神経外科・乳腺外科・肛門外科・
小児科・小児アレルギー科・リハビリテーション科・放射線科・泌尿器科・
歯科・歯科口腔外科・小児歯科・矯正歯科

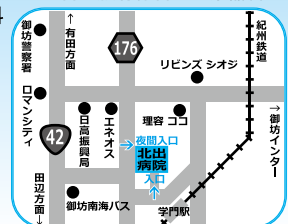
時間外・休日診療

平日・土曜 18:00以降、日曜・祝日 終日

小児科休日急患外来診療

日曜・祝日 10:00～12:00、13:30～16:00

※救急・時間外・休日診療は、必ずお電話で
お問い合わせのうえお越しください。



社会医療法人 黎明会
北出病院

御坊市湯川町財部 728-4
☎0738-22-2188

webで検索 北出病院

文化財保護審議会

町内に所在する文化財を調査し、保護に関して意見を述べる文化財保護審議会の委員として次の皆さまが委嘱されました。今年度から東英代さん・今井敏郎さんの2人が新たに委員となりました。

委員の任期は、平成30年4月1日から2年です。

- 川岸 光司(徳田)
- 河島 一昭(植野)
- 林 康廣(小島)
- 若宮 陽子(長田)
- 鍛地 秀和(西ヶ峯)
- 竹本 ゆり子(瀬井)
- 三輪 琢造(小川)
- 吉松 敏隆(吉原)
- 東 英代(粟生)
- 今井 敏郎(粟生)
- 杉澤 純次(清水)
- 鶴田 倫雄(楠本)
- 松本 博光(杉野原)

※順不同・敬称略

固金屋庁舎社会教育課

周遊定額タクシー事業開始

観光客の増加や公共交通機関の利便促進、交通不便地域での交通手段確保の手段として、有田川町周遊定額タクシー事業を開始します。

●実施期間／7月1日(日)～

プール開放日時

●有田川町営プール・学校プール(清水行政局管内)

	町内小中学生		一般	
	期間	時間	期間	時間
二川プール				13時～15時
清水プール	7月23日(月)～8月24日(金)	13時～15時	7月23日(月)～8月24日(金)	15時～16時
安壽小学校プール				13時～15時

※粟生・沼・境川・下湯川・楠本のプールについては閉鎖していますので、お近くの町営プールをご利用ください。なお、これら5つのプールは水質管理をしていないので、絶対に入らないでください。

●長谷川プール一般解放

・期間／7月1日(日)～8月31日(金)

・利用時間／12時～16時

☎32-2070

※7月19日(木)までの平日と8月27日(月)～31(金)の期間は、利用時間が13時～16時となります。

※小学生以下の児童が利用するときは、必ず一般成人である責任者が同伴すること。中学生は1人での利用はしないこと。

※悪天候の場合、開放を中止することがあります。

※電話は、開放期間中でのみの対応となります。



- 利用料金／時間・乗車定員(車種)によって異なります。
- ※(例)小型(最大4人)タクシーを2時間利用した場合5,000円、3時間利用した場合は7,500円
- ※2時間以降、利用時間1時間ごとに料金設定があります(6時間まで)。6時間超えた分は利用者負担となります。
- ※他の割引制度との併用不可。
- 乗降地／有田川町内全域
- ※周遊できるルートは、有田川町内・済生会有田病院・有田市立病院です。
- 利用方法

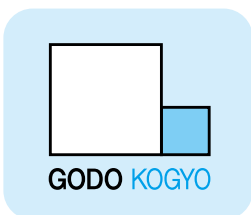
利用を希望する3日前までに、利

問吉備庁舎企画調整課

- 運行事業者
 - ・末広タクシー(金屋23・1)
 - ☎32・3155
 - ※車種／小型・ジャンボ
 - ・有鉄観光タクシー株式会社(徳田178)
 - ☎52・3034
 - ※車種／小型
- 使用者が直接運行事業者(タクシー会社)に電話で予約をしてください。その際、申込者の氏名・電話番号・乗降場所・時間・大まかなコース・車種などをお伝えください。

広告 広告に関するお問い合わせは、株式会社 和歌山毎日広告社 (☎073-423-9291 FAX073-428-2403)

和歌山県のインフラを整備する総合建設会社です



株式会社 合同興業

〒643-0802 有田郡有田川町吉見619-1
 [TEL] 0737-52-4725 [FAX] 0737-52-6432 [E-mail] goudou@estate.ocn.ne.jp

<http://goudou-kogyou.com>



建設業許可
 和歌山県知事(特-28)第007588号
 ISO 9001:2008認証取得

和歌山
支店

和歌山市狐島19-1 ユニオンビル2F
 [TEL] 073-454-3332

紀北
営業所

岩出市西野148-1 ミムラビル 5-C
 [TEL] 0736-61-6070

**道路に張り出している
樹木などの管理をお願いします**

道路を管理していく上で、町民の皆さまの協力が大きな支えになっています。生け垣や木の枝が道路に張り出すと、通行しづらいだけでなく、道路標識が見えにくくなるなど、交通事故の原因になることがあります。また、台風・大雨時には倒木や樹木の散乱などにより、道路利用者に危険を及ぼすこともあります。

こうした事故やトラブルを未然に防止し、皆さまが安心して生活するために、道路上に張り出した樹木などは所有者の責任として、枝のせんでいや伐採など、適正な管理をお願いします。

☎吉備庁舎建設課

**労働トラブルなどの相談窓口を
設置（和歌山労働局）**

平成29年1月1日から、妊娠・出産、育児休業などに関するハラスメントについては、防止措置を講じることが事業主に義務付けられています（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法）。

「上司に妊娠を報告したら『他の人を雇うので早めに辞めてもらえないか』と言われた」など、上司や同僚からのハラスメントを受けてお悩みの場合、一人で悩まずに和歌山労働局雇用環境・均等室にお気軽にご相談ください。

セクハラや妊娠・出産、育児、介護を理由とした不利益取り扱いなどに関する相談対応をはじめ、働く女性のためのさまざまな制度もご紹介します。

☎和歌山労働局雇用環境・均等室（和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働局4階） ☎073-488-1170

第68回「社会を明るくする運動」

『犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ』
「社会を明るくする運動」とは、みんなで犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深

め、それぞれの立場で力を合わせ、明るく住みよい社会を築いていこうとする運動です。7月は法務省の主催で全国的に取り組み強化月間です。

☎有田川町保護司会事務局



献血

7月の献血

●7月8日(日)
・スーパーセンターオークワ有田川店
10時～12時・13時～16時30分

☎金屋庁舎健康推進課

編集後記

今月号の表紙はあじさい。雨が多くなって、外に出るのが面倒になりがちですが、たまに散歩してみると、道端に花が咲いていたりして…。「あじさいなんてじっくり見る時間がなかった！」という人が、この表紙で季節を感じてくれると幸いです。



さて、6月18日(月)7時58分頃、大阪府北部を震源とした地震が発生しました。その時点での最大震度は6弱、マグニチュード6.1、震源の深さは約10km。この地震で被害に遭われた方に、心よりお見舞い申し上げます。

これまで何度か防災に関する特集を組んできました。そこで感じていたのが、大抵の人が「何となく、自分の身には何も起こらないような気がする」という気持ちを持っていること。地震というのは、突然、前触れもなくやってきます。「地震発生前に緊急地震速報が知らせてくれるから」と考えていたとしても、緊急地震速報を見聞きしてから実際に地震の揺れを感じるまでは数秒から数十秒しかないのだそうです（地震のタイプによるそうですが…）。その間に、行動を考えていては、間に合わないのではないのでしょうか。

防災は、普段の心がけ一つだと思います。何かあってから後悔するよりも、今できることを、今、しておきませんか？

(本当は防災のページを今月号で作りたかった 西岡紗希)

広告 広告に関するお問い合わせは、株式会社 和歌山毎日広告社 (☎073-423-9291 FAX073-428-2403)

●新・家族葬

有田地区唯一の
家族葬ホール

共感葬儀

24時間365日対応 お気軽にお問い合わせ下さい
フリーダイヤル トモニ シンパシー
0120-106-484

●一般葬

人と人との絆を感じる
オリジナルプラン

●社葬

最高級のオリジナルプラン

●福祉葬

家族だけのシンプルプラン

24時間365日対応 お気軽にお問い合わせ下さい
フリーダイヤル イーヨー ニーヨー
0120-14-4241

やすらかに、との祈りを込めて
funeraire
フューネラル

● 全ての価格と葬儀のかたちに対応するオレンジライフが安心を約束します。 株式会社 オレンジライフ 〒643-0031 有田郡有田川町野田187

7月のありだがわ

各イベントなどの詳細は、☎52-2111にご連絡いただくか、【 】内の担当までお問い合わせください。

月	火	水	木	金	土	日
毎週金曜日 <input type="checkbox"/> 消費生活相談 (第一金曜日：清水行政局、それ以外：金屋庁舎) 【商工観光課】						1 <input type="checkbox"/> あべ先生の親子で楽しみたいおはなし会 (ちいさな駅美術館) 【ちいさな駅美術館】
2 <input type="checkbox"/> 集団検診 (石垣公民館) 【健康推進課】	3 <input type="checkbox"/> 10カ月児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】	4 <input type="checkbox"/> 健康相談 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】 <input type="checkbox"/> 手話講習会 (金屋庁舎) 【やすらぎ福祉課】	5	6 <input type="checkbox"/> 手話講習会 (金屋庁舎) 【やすらぎ福祉課】	7 <input type="checkbox"/> 集団検診 (きびドーム) 【健康推進課】 <input type="checkbox"/> 献血 (スーパーセンターオークワ有田川店) 【健康推進課】 <input type="checkbox"/> 食のプロフェッショナル×農山村×ひと (古民家の宿やすけ) 【産業課】	8
9	10 <input type="checkbox"/> おひざでだっこのおはなし会 (金屋図書館) 【町内各図書施設】	11 <input type="checkbox"/> 3歳6カ月児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】 <input type="checkbox"/> さわやかサークル (金屋文化保健センター) 【地域包括支援センター】	12 <input type="checkbox"/> 有田川Library 休館日 【町内各図書施設】	13	14 <input type="checkbox"/> おはなしマラソン (金屋図書館・ちいさな駅美術館) 【町内各図書施設】	15 <input type="checkbox"/> 第10回かなや納涼おしやるさま祭り (金屋大橋東詰特設会場) 【商工観光課】
16 海の日	17 <input type="checkbox"/> 集団検診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】 <input type="checkbox"/> ぴありんくる (金屋文化保健センター) 【地域包括支援センター】	18 <input type="checkbox"/> 1歳6カ月児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】 <input type="checkbox"/> 手話講習会 (金屋庁舎) 【やすらぎ福祉課】	19 <input type="checkbox"/> トリオフォンターナ コンサート (きびドーム) 【ALEC】	20 <input type="checkbox"/> 手話講習会 (金屋庁舎) 【やすらぎ福祉課】	21	22 <input type="checkbox"/> 集団検診 (城山西小学校体育館) 【健康推進課】 <input type="checkbox"/> 人権講演会 (きびドーム) 【社会教育課】
23 <input type="checkbox"/> 水道・下水道料金お支払い期限 【水道課・下水道課】	24 <input type="checkbox"/> 4カ月児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】	25 <input type="checkbox"/> ブックラザ (ちいさな駅美術館) 【町内各図書施設】 <input type="checkbox"/> 2歳児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】	26 <input type="checkbox"/> ブックラザ (金屋図書館) 【町内各図書施設】	27 <input type="checkbox"/> いきいき脳の健康教室 (清水保健センター) 【地域包括支援センター】	28	29
30 <input type="checkbox"/> 第1期国民健康保険税納期限 【税務課】 <input type="checkbox"/> 第1期後期高齢者医療保険料普通徴収納期限 【住民課】 <input type="checkbox"/> 第1期介護保険料普通徴収納期限 【長寿支援課】	31	8/1 <input type="checkbox"/> 健康相談 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】 <input type="checkbox"/> 手話講習会 (金屋庁舎) 【やすらぎ福祉課】	2	3 <input type="checkbox"/> 手話講習会 (金屋庁舎) 【やすらぎ福祉課】	4 <input type="checkbox"/> 集団検診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】	5

重要文化財

安楽寺多宝小塔が一般公開されます

あんらくじ たほうしょうとう

有田川町二川の安楽寺に伝わる国指定重要文化財の多宝小塔と、それを保管する収蔵庫の修理改修事業が完了し、去る4月15日(日)に落慶法要が行われました。多宝小塔は、平成27年から約2年間の修理を終え、収蔵庫は平成29年に改修を終えた後、内部の環境を安定させるために約1年間の乾燥期間を経て、多宝小塔が安置し直されました。この度、一連の修理改修事業が完了したことを受け、安楽寺関係者の皆さまのご厚意により、多宝小塔をはじめとした文化財の一般公開が行われることになりました。

安楽寺多宝小塔は、高さ2m9cmの小さな塔です。多宝塔とは、写真のような二階建ての塔で、通常は屋外に建ち、高さも10m以上ありますが、安楽寺多宝小塔はこれを忠実に縮小して造られています。屋根を支える複雑に組み合わされた部品や、屋根は軒に向かって緩やかに反るなど優美な姿が見られます。安楽寺多宝小塔が造られたのは、今からおおよそ650年前の南北朝時代と考えられており、多宝小塔としては日本で唯一、単独の建造物として国の重要文化財に指定されているなど大変貴重な文化遺産です。

この他、収蔵庫には多くの仏像が安置されています。

この内、阿弥陀如来坐像は平安時代後期の作で、緊張を解いた姿やなだらかで美しい衣の特徴から都で造られたと考えられており、当時の莊園領主であった京都の寂楽寺によつて造られた可能性があります。観音菩薩立像は、阿弥陀如来坐像と同様の特徴をもつことから、その脇に安置されていた可能性があり、仏像本体のみならず台座も平安時代のものが残されているなど大変貴重なものです。この機会にご見学ください。

重要文化財 安楽寺多宝小塔 一般公開

● 公開日時

7月15日(日)・11月18日(日)

平成31年2月17日(日)

いずれも10時～15時

● 公開場所

安楽寺多宝小塔収蔵庫(有田川町二川423)



安楽寺多宝小塔

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています。

自営業・フリーランスのみなさんへ。年金が増えて 税金がおトクで

人生に、2つのゆとり。老後にゆとり 今にゆとり

国民年金基金

加入できる方は？ 20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方および60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で国民年金に任意加入されている方も加入できます。

※非居住者が支払った掛金は、所得控除対象外です。
※国民年金基金の受給開始年齢は、国民年金の受給開始年齢と連動して変わるものではありません。

資料請求・ご相談・お問い合わせはお気軽に
今すぐこちらへ！

0120-65-4192 和歌山県国民年金基金
www.wakayama-kikin.or.jp 〒640-8137 和歌山市吹上2丁目1番22号 日赤会館6階 TEL.073-433-6100